



令和8年9月30日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務
用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月13日付け兵労発基 0713 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県のある区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 206 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年12月1日